

公共工事の主な標示施設・看板等の整理表

平成 23 年 4 月 1 日

1. 要旨

請負者は工事の実施にあたり、道路利用者、工事現場周辺地域の住民及び工事関係者に対し、工事情報を分かりやすく周知するため、各種法令等に基づき、標示施設・看板等を掲げなければなりません。

2. 標識名（主なもの）

標識の名称	掲示の対象者	
	工事関係者	公衆
標示板		
建設業の許可票		
労災保険関係成立票		
施工体系図		
建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識		
緊急連絡表		
作業主任者		
有資格者一覧表		
安全衛生推進者		
道路（河川）占用工事許可標示		
建設基準法による確認済		
その他		

3. 法令根拠及び設置例

道路工事における標示板

(1) 関係条文

徳島県土木工事共通仕様書 1-1-41 交通安全管理

4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成 18 年国道利第 37 号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（平成 18 年国道利 37 号・国道国防第 205 号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成 18 年国道利 38 号・国道国防第 206 号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）」に基づき、「道路工事の安全施設設置要領（案）（平成 8 年 3 月（財）道路保全技術センター）」を参考に、安全対策を講じなければならない。

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。（平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達を改変）

（道路工事の標示）

ア. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

(a) 工事内容 工事の内容、目的等を標示するものとする。

- (b) 工事期間 交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
- (c) 工事種別 工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
- (d) 施工主体 施工主体及びその連絡先を標示するものとする。
- (e) 施工業者 施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

イ．車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

（迂回路の標示）

ウ．道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。

（色彩）

エ．道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

（管理）

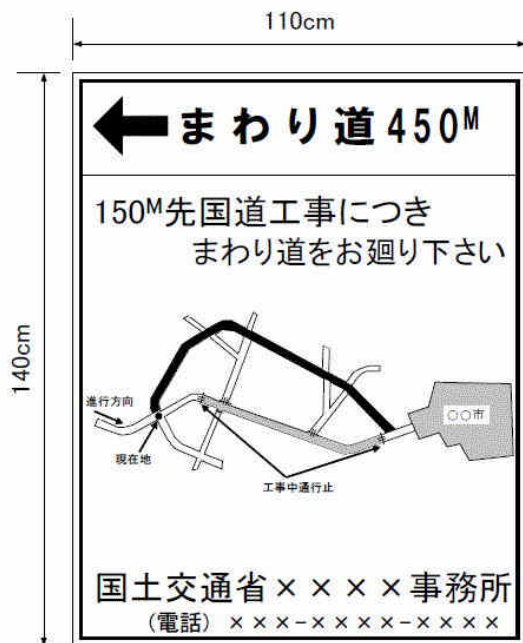
オ．道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

- (a) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (b) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

（その他）

カ．道路工事以外の工事については、この基準を準用する。





- ・矢印は、赤色とする。
- ・その他の文字、及び、記号は、白地に青色文字とする。
- ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

工事の内容 記載例

舗装工事	<p>傷んだ舗装をなおしています</p> <p>騒音を少なくする舗装を行っています</p> <p>舗装の(新設・打ち替え・改良)を行っています</p>
道路工事	<p>道路の(新設・拡幅・改良)を行っています</p> <p>事故の危険性を解消するため交差点を改良しています</p>
歩道工事	<p>傷んだ歩道をなおしています</p> <p>歩道のバリアフリー化を行っています</p> <p>歩道を広げる工事を行っています</p>
道路維持工事	<p>傷んだガードレール(標識、排水柵等)をなおしています</p>
橋梁補強工事	<p>地震対策のため橋の補強を行っています</p>
照明灯改修工事	<p>暗くなった照明灯を新しくしています</p>
塗装工事	<p>傷んだ塗装を塗り替えています</p>
工事	<p>市道の 工事を行っています</p>
水道工事	<p>水道管の新設を行っています</p> <p>水道管の取替を行っています</p> <p>水道管の撤去を行っています</p> <p>水道管の修理を行っています</p> <p>水道管の移設を行っています</p> <p>緊急で水道管の水漏れを直しています</p>
河川工事	<p>河川(水路・護岸)の(新設・拡幅・改良)を行っています</p> <p>洪水氾濫を防止するために護岸を整備しています</p>

建設業の許可票

(1) 関係条文

- ・建設業法

(標識の掲示)

第 40 条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

労災保険関係成立票

(1) 関係条文

- ・労働者災害補償保険法施行規則

(法令の要旨等の周知)

第 49 条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

施工体系図

(1) 関係条文

- ・建設業法

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第 24 条の 7

4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(施工体制台帳の提出等)

第 13 条

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

(1) 関係条文

- ・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部)平成 11 年 3 月 18 日

「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」ため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(以下「現場標識」という。)を定め、掲示の普及を進めています。

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)

工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

緊急連絡表

(1) 関係条文

・土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達・H13.3.29）

第1章 総則 第4節 工事現場管理 5．緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

作業主任者

(1) 関係条文

・労働安全衛生規則

（作業主任者の氏名等の周知）

第18条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

・労働安全衛生法施行令

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 以下省略

有資格者一覧表

(1) 関係条文

・就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する

・当該工事のなかの該当作業に対する資格者を掲示する

車両系建設機械〔整地・運搬・積込み用及び掘削用〕の運転

締固め用機械（ローラー）の運転

玉掛けの業務 など

安全衛生推進者

(1) 関係条文

・労働安全衛生規則

（安全衛生推進者等の氏名の周知）

第12条の4 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

安全衛生推進者（衛生推進者）を選任している場合は、掲示する（事業規模10～50人）

道路（河川）占用工事許可標示

(1) 関係条文

・阿波市道路占用規則

（占用許可済の表示）

第5条 道路占有者は、占用許可の期間中、占用物件又は占用場所の見やすい箇所に、様式第3号又は様式第4号による道路占用許可済の表示をしなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

建設基準法による確認済

(1) 関係条文

・ 建築基準法

(工事現場における確認の表示等)

第 89 条 第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。

その他

・ 安全スローガン

・ 作業予定表 (お知らせ) など

- ・ 原則的に から までについては全ての工事現場で掲示する。 から は該当工事について掲示をする。
- ・ 工事関係者に対しては常時確認できる場所に掲示し、公衆に対しては実際の施工場所近くの公衆の見易い場所に、掲示することを基本とする。
- ・ この他交通障害となる道路工事などでは、公衆の安全を確保する保安施設標識を道路工事保安施設設置基準 (平成 18 年 4 月 1 日 国関整道管第 65 号) などにより設置する。
- ・ 景観に配慮した標識、看板を心がける。破損、不鮮明なものはすみやかに交換する。